

## 一般社団法人岡山県老人保健施設協会会費規程

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県老人保健施設協会（以下「協会」という）定款第9条の規程に基づき、社員及び賛助会員が協会に納付する会費及び入会金の額を定めることを目的とする。

第2条 会費及び入会金は、別表のとおりとする。

第3条 会費算定の期日は、当該年度の4月1日現在とする。

第4条 会費の納付は、原則として毎年4月とする。

第5条 年度途中において賛助会員から社員に種別を変更したときは、納付すべき会費の額から既に納付した額を控除した額を納付するものとする。

2 会費の納付は、預金口座振替により行うことができる。

第6条 会費、入会金及び臨時会費の徴収に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成21年5月31日から施行する。

### 別 表

| 種 別     | 社 員       | 賛 助 会 員  |         |
|---------|-----------|----------|---------|
|         |           | 団 体      | 個 人     |
| 入会金・会費等 |           |          |         |
| 入 会 金   | 100,000 円 | 10,000 円 | 5,000 円 |
| 会 費     | 80,000 円  | 10,000 円 | 5,000 円 |